

新旧对照表

1/2

したときは資格確認を中断するものとし、第17条第6項に規定する期間を算定するに当たり、当該中断の期間を除くものとする。 (入札の無効) 第22条 財務規則第102条の3に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とし、入札公告において明らかにするものとする。 (1)～(3) 〔略〕 (4) _____ _____工事費内訳書の提出がない者のした入札 (5) _____ _____入札金額と工事費内訳書の金額が一致していない場合において当該理由を記載した理由書を提出していない者のした入札	したときは資格確認を中断するものとし、第17条第6項に規定する期間を算定するに当たり、当該中断の期間を除くものとする。 (入札の無効) 第22条 財務規則第102条の3に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とし、入札公告において明らかにするものとする。 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>工事費内訳書の提出を要する建設工事について、工事費内訳書の提出がない者のした入札</u> (5) <u>工事費内訳書の提出を要する建設工事について、入札金額と工事費内訳書の金額が一致していない場合において当該理由を記載した理由書を提出していない者のした入札</u>
--	--